

は実質定数増となるので実施困難。

- 超勤手当の支給は勤務時間の管理を合理的・効果的に行なうとともに時間外勤務にならぬよう指導していくので時間外勤務手当は考えていない。
- 通勤費実費支給は教特法第25条の5の規定により実施は困難である。
- へき地加給の対象範囲は法令の定める基準によって指定学校に勤務する職員に限られる。
- 修学旅行引率旅費の別枠計上は現段階では困難。
- 事務職員の旅費格付けは県職員と同一扱いである。
- へき地勤務独身者の帰省旅費支給は旅費条例との関連において支給できない。
- 事務職員未配置校における出納事務担当手当の支給は教特法25条の5の規定および地方自治法204条の2によつて支給できない。
- 教職員退職互助会に対する県補助金の計上は他県の実情等も調査しながら今後研究したい。
- へき地に対する冷蔵庫の設置は3級地以下は必要性が薄い。
- 県立学校の学校図書・教材教具等の予算の増額については今後とも努力する。小中校について市町村の問題と考える。
- 警備員の配置については市町村当局に対し積極的に指導している。なお、週1回、月1回を下まわる小規模校については別途宿日直要員を確保するよう指導している。
- 組合主催の自主的研修活動・厚生活動については組合活動の一貫と考えられるので、IL087号条約批准に伴な改正地公法条例の労使不介入の原則により義務免措置は認められない。
- 結婚休暇・看護休暇は現在のところ認める考えはない。
- 中体連・高体連団体の主催する行事に参加する生徒の引率教師の取扱いは昭和38年4月16日付け38教学による県教育長通達のとおりであり、これに伴な諸問題は今後なお慎重に研究していきたい。
- 高校入試のための補習授業は廃止を指向し、実情に即した指導を進める考えである。
- 能研テストを生徒に強制したり、そのための業務を強制することはない。
- 勤務評定規則を撤廃する考えはない。

42年6月22日 11時～12時

教育委員会室

学務課長以下8名

斎藤委員長以下11名

要旨○教職員の土曜・日曜・休日および週1回、月1回をこえる宿日直の廃止について

- 教職員の超勤手当支給について
- 変形8時間制の採用問題について

42年7月21日 11時～12時

教育委員会室

教育長・教育次長・学務課長以下6名

斎藤委員長以下9名

- 要旨○週1回、月1回をこえる小規模校の宿日直代行員の予算化を9月県議会をメドに作業を進めている。
- 宿日直はすべて廃止されるという話しこそ飛躍した話しだ。

42年9月11日 14時～16時

教育委員会室

教育長・教育次長・総務・学務・指導・保育の各課長
斎藤委員長以下10名

要旨○人事院勧告を尊重されるよう教育委員会の意志を集約して政府に陳情したい。

- 超勤手当の県独自の財源措置は制度上できない。国の方針が出され、次第県の必要措置を講じたい。
 - 中位等級者の一斉1号増は県とも接渉したが実現困難である。
 - 通勤手当の実費支給は教特法25条の5により実現不可能である。
 - 事務職員給与の5等級から4等級へのわたりの基準改善はかなりあかるい見とおしである。
 - 旅費条例についてよくすることないよう充分考慮して指導している。旅費増額は今後とも努力を続けたい。
 - 教員の研修手当支給は地方自治法第204条の2の規定により予算化できない。
 - 宿日直を廃止する考えは現在のところない。
- 週1回をこえる宿直の小規模校については代行員を配置する。この場合県費補助は453万7千円が予算化された。男子教員6名以下の学校362校に対し、宿直1回につき県費210円を補助することとした。
- 高校の講師・非常勤講師の定数化については従来から努力している。今後も県と接渉し努力する。

10.21処分を撤回する意志はない。

42年11月25日 10時30分～12時

教育委員会室

教育長・教育次長・総務課長・学務課長以下6名

斎藤委員長以下7名

要旨○給与改定にかかる条例改正は12月県議会に提案が予定されている。この条例が年内に施行されれば差額は年内に支給できる。実施期日は国の例に準ずる。

- 一斉1号増は昨年10月1日に実施した給与再計算方式の過程においておりこれまでおる。このうえさらに行なうことは困難である。
- 事務職員のわたり昇格基準の改正は現行基準より1年有利となるよう年内に実施したい。
- 年末手当・生活補給金はいずれも条例に規定されている額をこえるもので、地方自治法第204条の2の規定により支給できない。
- 旅費の増額は今後も努力したい。
- へき地手当の増と指定基準の改正は、へき地教育振興法及び施行規則の改正がなければ困難である。
- 特殊学級の調整額は8%に引き上げるよう12月県議会に予算計上の予定である。